

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第69号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表左京区役所の款地域力推進室の項中「総務・防災・地域連携促進課長」を「総務・防災課長」に、「地域連携促進係長 左京の魅力づくり推進係長」を「左京の魅力づくり推進係長 地域連携促進係長」に改め、同款保健福祉センターの項中「保護第四係長」を削り、同表東山区役所及び西京区役所の款中「及び西京区役所」を削り、同款保健福祉センターの項中「保護第一係長 保護第二係長」を「保護係長」に改め、同表山科区役所の款保健福祉センターの項中「保護第七係長」を削り、同表右京区役所の款の次に次の1款を加える。

西京区役所	地域力推進室	総務・防災課長 企画連携課長 まちづくり推進課長	庶務係長 地域防災係長 調査係長 まちづくり連携係長 まちづくり企画係長 広聴・地域コミュニティ活性化係長 事業係長 振興係長	
	市民総合窓口室	戸籍住民課長 保険年金課長	戸籍係長 住民係長 保険年金係長 徴収推進係長	
	保健福祉センター	健康福祉部	健康長寿推進課	地域支援係長 連携支援推進係長 健康長寿推進係長 高齢介護保険係長
			障害保健福祉課	障害難病支援係長
		生活福祉課	管理係長 保護第一係長 保護第二係長	
	子どもはぐ	子どもはぐ		

		くみ室	くみ課長	
--	--	-----	------	--

第6条第1項第7号中「区基本計画」を「区まちづくり運営方針」に改め、同項第15号中「変死者」を「埋葬又は火葬を行う者がなく、又は判明しない死体」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)